

## 「認知症バリアフリーアクション企業」認定要領

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民や事業者、関係機関と連携して、認知症本人を含めた誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、実践、行動できる企業を、市が「認知症バリアフリーアクション企業」として認定するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### (認定の対象)

第2条 認定の対象となる企業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 大牟田市内に事業の拠点を有し、認知症を正しく理解し、認知症本人を含めた誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう実践、行動できる企業。
- (2) 市が主催する企業版認知症サポーター養成講座を受講した者が所属する企業。
- (3) 市が主催する認知症本人等との意見交換会に参加した企業。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））ではない企業。
- (5) 暴力団員が役員となっていない企業。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない企業。

### (認定の申請)

第3条 認定を受けようとする企業は、その抱負を添えて「認知症バリアフリーアクション企業」認定申請書（様式第1号）を市長に申請しなければならない。

### (認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めた場合は、「認知症バリアフリーアクション企業」認定審査決定通知書（様式第2号）を申請企業に通知するものとする。

2 市長は前項の通知とともに、「認知症バリアフリーアクション企業」認定書（様式第3号）及び「大牟田つながりたい輪」（以下、「リング」という。）を申請企業に対し交付する。リングの交付数は、企業版認知症サポーター養成講座受講者数とする。

3 リングは、企業版認知症サポーター養成講座を受講した従業員が身に着け、第2条第1号の実践とともに、認知症本人等への声かけや困りごとの解消に努めるものとする。

(市の支援)

第5条 市長は、認定企業に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 市公式ホームページ等において、認定企業の名称等を公表し、認定企業の周知に努めること。
- (2) その他市長が適当と認める支援を行うこと。

(変更の届出)

第6条 認定企業は、その名称、所在地等を変更したときは、遅滞なく、「認知症バリアフリーアクション企業」変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し等)

第7条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を解除し、リングを返還させることができる。この場合において、認定企業に損害が発生しても市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 第2条に規定する認定の対象を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請をしたとき。
- (3) リングを対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) その他、市長が認定企業としてふさわしくないと認めたとき。

(市長の指示)

第8条 市長は、リングの使用について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年1月6日から施行する。